

# 福島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例施行規則

(令和3年福島県後期高齢者医療広域連合規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、福島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（令和3年福島県後期高齢者医療広域連合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(債権管理の分掌)

第2条 福島県後期高齢者医療広域連合の債権の管理は、その債権が発生した事務及び事業を所管する課等の長が行うものとする。

(台帳の整備)

第3条 条例第5条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）
- (3) 債権の金額
- (4) 債権の発生原因（根拠法令等）、発生年月日、種類及び消滅時効の時効期間
- (5) 当初の履行期限及び督促の状況
- (6) 交渉経過等の債権の管理に係る経緯
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

(議会に報告する事項)

第4条 条例第12条第2項に規定する議会に報告する事項は次のとおりとする。

- (1) 放棄した債権の名称
- (2) 放棄した債権の額及び件数
- (3) 放棄の事由
- (4) その他広域連合長が必要と認める事項

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。